

Uビザ取得資格の確認項目

- 米国の国民、市民、及び合法永住者(グリーンカード保持者)でない。
- 過去、あるいは現在においてUビザの対象となる犯罪の被害者である。
- その犯罪は米国内、米国領地内、あるいは米国の所有地内で起こったものである。
- その犯罪によって重度の身体的あるいは精神的傷害を負った。
- その犯罪に関する情報がある。
- その犯罪に対する司法当局の調査及び起訴手続きに、過去、現在、その先において協力的である。

この事業は女性に対する暴力事務所、司法事業事務所、米国司法省によって認められた認可番号2003-WF-BX-0218によりサポートされています。この文書の見解は著者に属するものであり、公的見解及び米国司法局の方針を代表しているものとは限りません。

家庭内暴力の被害者である成人移民に対する合法在留サービスと通訳養成プロジェクト
Immigration Legal Services for Adult Immigrant Victims of Domestic Violence and Interpreter Training Project
235 South Beretania Street
Honolulu, Hawaii 96813
電話: (808) 586-1150 / Fax: (808) 586-1373

U VISA U ビザ

犯罪被害者のための合法在留資格

Japanese

Hawaii Immigrant Justice Center
Phone: (808) 536-8826

P.O. Box 3950 Honolulu, HI 96812
Fax: (808) 537-4644

Uビザ

犯罪被害者のための合法在留資格

- **あなたは米国非市民であり、重犯罪の被害者ですか?**
- **あなたはその犯罪に対する司法当局の調査及び起訴手続きに、過去、現在、その先において協力的ですか?**

もし、上記の2つの質問の答えが共に『はい』である場合、Uビザを取得する資格があります。Uビザを取得すれば、米国に引き続き滞在し就労することが出来ます。

Uビザプログラムとは?

Uビザプログラムでは、犯罪の被害者であり米国市民権の非保持者及び司法当局に協力的な方に、一時的な合法在留資格を与えることが出来ます。Uビザを交付された場合、アメリカに3年間滞在し就労することが出来ます。3年後にはUビザ保持者は合法的な永住資格(グリーンカード)を申し立てなければなりません。

Uビザ取得の該当者?

Uビザプログラムは犯罪の被害者であり、米国籍、米国市民権、あるいは合法永住権を持っていない方に適用されます。

家族もUビザプログラムの利益を受けることができるか?

出来ます。Uビザ申請書は被害者の配偶者及び21歳未満の未成年の子供を含むことも出来ます。また、もし被害者が16歳未満の米国非市民であり、犯罪調査及び起訴手続きになしでは支障をきたす場合、その被害者の親、保護者、及び法的代理人もUビザ取得の資格を受けることになり得ます。

どのような犯罪がUビザの対象となるのか?

Uビザ取得の資格を得るためには、移住民は以下の犯罪項目、あるいはそれに類似した連邦、州、及び地方犯罪法に反する行為の被害者である必要があります：
家庭内暴力、重罪に該当する暴行、拷問、強姦、性的暴行、虐待的な性的接触、性的搾取、売春、女性器の暴力的な切除、奴隷売買、人身密輸、強制的な労働、誘拐、拉致、違法監禁、不正な拘束、恐喝、強奪、証人買収、司法妨害、偽証、故殺、殺人あるいは殺人未遂、陰謀、及びこれら全ての犯罪の要請。

Uビザを取得するための必要条件

Uビザを取得するためには5つの必要条件があります。次のような場合、あなたにはUビザ取得の資格があります。

1. Uビザの対象となる犯罪の被害者である。
2. 米国内、米国領内、あるいは米国の所有地内でその犯罪が起きた。
3. その犯罪により重度の身体的あるいは精神的傷害を負った。
4. その犯罪に関する情報がある。
5. その犯罪に対する司法当局の調査及び起訴手続きに、過去、現在、又はその先において協力的である。

過去の犯罪の被害者であってもUビザ取得の資格はあるか?

はい。もしUビザ取得必要条件を満たしている場合、過去の犯罪の被害者にもUビザ取得の資格があります。

次のことを行ってください

- 危険な状態あるいは差し迫った危険の恐れがある場合、911に電話して警察を呼んでください。
- Uビザ取得資格に該当するかどうかを確認したい場合、出入国管理事務所に連絡する前に、移民弁護士に相談してください。
- 移民弁護士へのご相談は、Na Loio (808-536-8826)にお電話ください。もし隣島に移住している場合はNa Loioの無料ダイヤル(1-877-208-8828)にお電話ください。
- Uビザの申請中及び取得した後でも、米国を出る前には必ず移民弁護士に連絡してください。もし出国してしまった場合、米国に再入国できない場合があります。
- 家庭内暴力ホットライン、弁護士やカウンセラーの電話番号等の大切な連絡先は、全て安全な場所に保管しておいてください。
- 捜査報告番号、医療記録、カウンセリング及び治療記録、損傷の写真など、身体的、精神的危害及び犯罪に関する記録は全て残しておいてください。
- Uビザは3年間で期限が切れます。もし米国に引き続き滞在したい場合、Uビザの期限が切れる前に合法移住の資格を申し立てなければなりません。